

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪が設置する大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校における研究公正推進の施策及び研究不正、研究費不正の防止策を策定し実施するために設置する研究公正推進委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(職務)

第2条 委員会は、研究公正における重要な事項その他の研究公正に関する事項のうち、委員長が必要と認める事項について審議を行う。

2 委員会は、前項で審議した結果について、大阪公立大学研究公正規程第5条、大阪公立大学工業高等専門学校研究公正規程第5条、大阪公立大学研究費の取扱いに関する規程第4条及び大阪公立大学工業高等専門学校研究費の取扱いに関する規程第4条に定める研究公正最高管理責任者に報告する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 研究公正担当副学長
- (2) 大阪公立大学工業高等専門学校副校長 1人
- (3) 副研究科長 研究科につき各1人
- (4) 国際基幹教育機構副機構長 1人
- (5) 研究推進機構副機構長 1人
- (6) その他研究公正担当副学長が必要と認めた者

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、研究公正担当副学長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会務を総理する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要あると認めるときは委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 委員長は、必要に応じ部会を設置することができる。

6 前項の部会の運用については別に定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務局学術研究支援部研究推進課が行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。